

別紙

諮問第1278号

答 申

1 審査会の結論

「活動記録表」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成30年〇月〇日の〇〇警察署〇〇交番の活動記録票」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年12月20日付けで行った一部開示決定について、原処分を取り消し、警察職員の氏名及び印影以外の非開示部分について開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

実施機関は、請求人がした「〇〇交番活動記録表（平成〇年〇月〇日（〇））のうち、開示請求者に係る部分」の保有個人情報開示請求に対し、「あなたを識別することができる個人情報が記載された活動記録表は、作成しておらず、存在しません。」との理由で、特定の個人を識別する情報は記載されていないということであるから、本件条例7条2号を理由とする非開示部分など存しないことはいうまでもない。

更には、本件対象文書に記載された活動記録には、単なる時間のほか、直接的な警察活動以外の部分も包含されていることから、その全てを非開示とすることは許されないことはいうまでもなく、本件対象文書に記載された活動記録とは、既に行われた結果のみを記すことから、本件非開示情報は条例7条4号及び6号には該当しない。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「特別勤務及び勤務変更」欄のうち特別勤務に係る部分（警察職員の氏名を除く。）

（以下「本件非開示情報1」という。）の条例7条2号該当性について

本件非開示情報1には、交番における各種取扱いに係る情報が記載されており、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるから条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

これに対して、審査請求人は、保有個人情報の開示請求において、活動記録表には、特定の個人を識別する情報は記載されていないとしていることから、個人情報を理由とする非開示部分は存在しない旨主張する。

しかし、本件非開示情報1には、交番における各種取扱いの日時、場所、内容等が記載されており、これらの情報は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるが、これらの情報の個人識別性を判断するに当たって照合する「他の情報」の範囲については条例において、何人にも開示請求権を認めているため、一般人の知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者のみが知り得る情報等をも含むと解すべきであり、本件非開示情報1においても、目撃者、当事者等に限られた者からの開示請求の場合に個人識別性を否定することはできないことから、条例7条2号に該当するとして非開示としたものである。

(2) 本件非開示情報1及び「警察職員の氏名及び印影並びに本件非開示情報1以外の非開示部分」（以下「本件非開示情報2」という。）の条例7条4号及び6号該当性について

本件非開示情報1及び2を公にすると、地域警察活動における勤務体制及び各種活動の詳細な情報が明らかとなり、その結果、犯罪を企図する者から対抗措置をとられ、不法行為を容易にするなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例7条4号に該当する。さらに、同情報を公にすることにより、交番における時間ごとの体制を把握することが可能となり、犯罪を企図する者による不法行為が容易になるなど、効果的な地域警察の運営及び活動が阻害さ

れ、地域警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例7条6号に該当する。

審査請求人は、結果のみを記すことから非開示情報には該当せず、また単なる時間のほか警察活動以外の部分も包含されていることから全てを非開示とすることは許されない旨主張するが、いずれの主張も本件非開示情報1及び2の条例7条4号及び6号該当性を否定し得るものではない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 4月26日	諮問
令和 元年 6月20日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 7月22日	審査請求人から意見書收受
令和 2年 7月13日	新規概要説明、審議（第181回第三部会）

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る対象公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 活動記録表について

警視庁警察署地域警察運営規程（昭和44年10月15日訓令甲第28号）において、活動単位ごとに、当務日の活動状況を地域警察官に記載させておかなければならない旨が定められており、警視庁警察署地域警察運営規程の運用について（平成13年12月16日通達甲（地. 総. 企）第8号）において、活動記録表の作成が義務付けられている。

イ 本件対象公文書及び本件非開示情報について

本件開示請求に係る対象公文書は、「活動記録表（平成30年〇月〇日付け、〇〇交番のもの）」（以下「本件対象公文書」という。）である。

実施機関は、本件対象公文書のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報3」という。）は条例7条2号及び4号に該当し、本件非開示情報1は同条2号、4号及び6号に該当し、本件非開示情報2は同条4号及び6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（第8号及び第9号に関する情報並びに事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例7条4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例7条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす

おそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

エ 本件非開示情報 1 及び 2 の非開示妥当性について

(ア) 審査会が見分したところ、本件非開示情報 1 及び 2 には、交番の活動重点、活動人員、活動時間及び具体的な各勤務員の活動状況が記されており、これらの情報を明らかにすることになると、特定の交番の勤務体制が明らかとなり、犯罪を企図する者から対抗措置を取られ不法な行為を容易にするなど、犯罪の予防及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 及び 2 は、条例 7 条 4 号に該当し、同条 6 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 審査請求人は、審査請求書等において、「〇〇交番活動記録表（平成〇年〇月〇日（〇）のうち、開示請求者に係る部分」という保有個人情報開示請求に対し、「あなたを識別することができる個人情報が記載された活動記録表は、作成しておらず、存在しません。」との理由で、特定の個人を識別する情報は記載されていないということであるから、本件条例 7 条 2 号を理由とする非開示部分など存在しない旨主張している。

そこで、審査会が当該活動記録表を見分したところ、確かに審査請求人を識別することができる情報の記載は認められず、審査請求人を本人とする保有個人情報は認められなかった。

しかしながら、特定の個人識別性を判断するに当たって、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号） 2 条 2 項にいう「特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」における「他の情報」には、当該実施機関が保有する情報のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど通常入手し得る情報が含まれるとされている一方で、条例 7 条 2 号にいう「特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できるもの）」における「他の情報」は、条例で何人にも開示請求権が認められており、様々な立場の者が様々な目的で開示請求する可能性があるこ

とを考慮すると、一般人の知り得る情報に限定すべきではなく、当該個人の近親者や関係者が知り得る情報も含むと解すべきである。

したがって、本件非開示情報1には、交番における各種取扱いの日時、場所、内容等が記載されており、これらの情報は、当該取扱いの当事者・目撃者であれば、知り得た情報を照合することにより特定の個人を識別することができるため、条例7条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

オ 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、警察職員の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討したところ、本件非開示情報3は、実施機関によると、いずれも管理職でない警察職員の氏名であるとのことであり、実施機関においては、管理職でない警察職員の氏名については慣行として公にしていなことからすると、本件非開示情報3は条例7条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、本件非開示情報3は、条例7条2号に該当し、同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明